

現状

- 農山漁村体験には小学生32万人、中学生37万人、高校生15万人が取り組んでいると推計されるが、都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、一層の推進が必要である。
- 生きる力の醸成等の教育効果を得るためには、おおむね1週間程度の体験が望ましいとされるが、現状ではほとんどが1泊2日または2泊3日の短期間の体験にとどまっている。

今後の方向性

（総務省、文科省、農水省、環境省と連携）

- 2024年度に、**取組人数の倍増**を目指し、**小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人**が農山漁村体験を行うことを、目標として設定。
- 長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動（※）を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
- これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。
- 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報やサポート可能な教職員OB・OG等の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築。
- 農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。

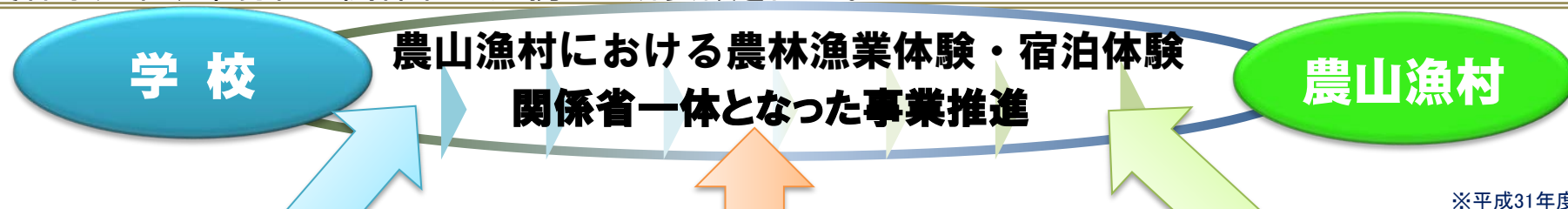


東京都武蔵野市の取組の様子



北海道長沼町での受入れの様子

○都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、関係省庁で連携し、農山漁村体験を一層推進。
○農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の関係省が連携して所要額を計上。



※平成31年度予算案

内閣官房・内閣府

地方創生の視点も含めた推進体制の整備

- 関係省庁連絡会議の設置（議長：地方創生総括官）
- 長期（4泊5日等）の子供農山漁村体験の取組に対する支援【地方創生推進交付金1,000（1,000）億円の内数】
- コーディネートシステムの構築、児童・生徒の作文等コンテストの実施【子供の農山漁村交流推進事業 30(15)百万円】

文 部 科 学 省

送り側(学校)を中心に支援 (活動支援、情報提供等)

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
 - ・小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組等**【健全育成のための体験活動推進事業(学校を核とした地域力強化プランの一部) 99(99)百万円】**
- 長期宿泊体験活動の導入促進のための調査研究
 - ・学校の参考となる長期宿泊体験に関する調査研究**【いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部 2(3)百万円】**
- (関連施策)
- 体験活動の実施等にあたり学校をサポートする人材の配置
 - ・体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置**【補習等のための指導員等派遣事業の一部 3,073百万円の一部】**

総 務 省

地方の創意工夫、特性を活かした 自主的な取組を中心に支援

- 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業
 - ・子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援
 - ・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのブロック推進会議等の開催**【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費 40(40)百万円】**
- 特別交付税による財政措置
 - ・宿泊体験活動の取組に対する財政措置（送り側）
 - ・受入側の市町村の体制整備等への財政措置

農 林 水 産 省

受入側(農山漁村)を中心に支援 (モデル地域)

- 都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
 - ・農泊ビジネスの体制構築
 - ・観光コンテンツの磨き上げ
 - ・専門人材の確保 等
- 交流促進施設等の整備に対する支援
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農産物販売施設等の整備
 - ・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備
- 【農山漁村振興交付金 9,809(10,070)百万円の内数】**

環境省

(国立公園等)

- 自然体験プログラムの開発・実施支援
 - ・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
 - ・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援
- 【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 7(7)百万円】**
- 【自然公園等利用ふれあい推進事業経費 9(9)百万円の内数】**

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 25 日

各都道府県 ご担当者様
各都道府県・指定都市教育委員会 ご担当者様

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

子供の農山漁村体験に係る地方創生推進交付金の活用について

都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、一定期間農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行うことは、子供達の将来の地方への UJターン¹の基礎を形成するとともに、他者への思いやり、リーダーシップを育成する効果等が大きいことから¹、地域社会を担う人材の育成にも資するものです。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒と交流することにより、足元の地方の魅力を再発見することが期待できます。さらに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与し、受入地にとっての地方創生にも資する²ものです。

このため、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子供の農山漁村体験を関係省庁で連携して推進することとし、平成 30 年 12 月 25 日付け閣副第 817 号、府地事第 1199 号、総行人第 53 号、30 文科教 第 263 号、30 農振第 2667 号、環自国発第 1812211 号、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進事務局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長、農林水産省農村振興局長並びに環境省自然環境局長通知（以下、「子供農山漁村体験通知」という。）において、その推進について通知したところです。

他方、農山漁村体験を経た児童・生徒による地域社会への貢献等については、短期間に直接の効果を測ることが難しく、また活動に経済的な自走の仕組みを取り入れることが難しいことから、従来、地方創生推進交付金の活用が見られなかったところで

¹ 農山漁村での長期宿泊体験による教育効果評価委員会「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」平成 21 年 12 月

² 農林水産省農村振興局都市農村交流課「子ども農山漁村交流プロジェクトアンケート調査」平成 24 年 6 月

す。

については、学校での農山漁村体験が、一度軌道に乗った地域で確実に普及・継続している実態があることを踏まえ、地方創生推進交付金の対象となり得る一定の要件を満たす先導的な取組について、下記の通り取り扱うこととしたので、周知いたします。

下記を参考に、農山漁村生活の原体験を得て、将来の地域社会を担う人材の育成や農林漁業者や地方移住者へと育つ児童・生徒のすそ野を広げるとともに、農山漁村の振興や地方移住の促進を図るため、地方創生推進交付金の活用により子供の農山漁村体験を推進することをご検討ください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村に対し、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、本通知の内容について周知されるようお願いいたします。

記

1. 対象となり得る事業内容

体験効果が大きい4泊5日以上（初年度は3泊4日でも可）の長期間にわたり、子供農山漁村体験通知に規定する子供の農山漁村体験（学校教育において行われるものに限る。）及び関連して一体として取り組む活動であって、児童生徒の健全育成に加え、将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした、地方創生に資するもの（※）が対象となり得ます。

※ 子供の農山漁村体験と関連して一体として取り組む活動としては、例えば、以下の①又は②のような取組等が考えられます。

- ① 双方の地域ぐるみの活動として、送り手側地域において、農山漁村体験受入れ地域との交流会や物産フェアを開催し、農山漁村体験活動を行った児童生徒による感想等の発表の場や地域特産物の販売の場を設けることにより、体験の内容や成果等を地域住民や保護者と共有すること、さらにこういった活動内容を特徴的な地域ぐるみの子育て活動としてPRすることで、将来の移住や定住につなげる取組
- ② 教職員OB・OG、子育てを終えた親世代、大学生等の地域の人材を発掘し、実地研修等を通じて、子供の農山漁村体験を含む体験活動や学校外活動等の地域活動をサポートする人材を育成し、実際に体験活動のサポートを実践することで、能動的に地域活動に関われる人材を育成する取組

なお、従来から子供の農山漁村体験に取り組んできた地域においても、これら地方創生に資する活動に新たに取り組む場合には対象となり得ます。

2. 先導性要素について

子供の農山漁村体験における先導的事业は、以下の要素を持つことが必要です。

- （1）自 立 性：事業開始後速やかに「地方創生推進交付金による支援終了後も

継続的に取組む事業」として地方公共団体の広報誌等で公示することや、地方創生推進交付金による支援を受けて取組を実施した全ての学校等において、事業開始の翌年から三年目以降の体験活動実施に備えた積み立てを開始すること等、支援終了後も支援期間中と同程度以上の取組が継続されることを担保するための具体的かつ実現性の確かな手立てを講じることが必要です。(KPIとして事業の自立性を示す指標を併せて設定することも望ましいことから、上に示した積立金額の他、地域内で農山漁村体験を実施する増加学校数（支援対象の学校数を除く。）等を KPI として設定することも考えられます。(KPI の設定については5. 参照。))

- (2) 官 民 協 働：受入地域の農林漁家を含む農林漁業関係団体等と協働して体験活動を実施することや、体験活動等の実施にノウハウのある仲介団体等と協働して体験活動や関連事業の企画・実施をすることなどが考えられます。また、単に協働するにとどまらず、企業版ふるさと納税の仕組みも活用して民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましいと考えられます。
- (3) 地域間連携：子供農山漁村体験の実施を契機とした受入側地方公共団体との交流や連携、近隣自治体との連携した自然の家等の施設の共同活用やノウハウ・支援人材の共有などが考えられます。
- (4) 政策間連携：子供の健全育成に加え、幅広い人材の育成や交流を通じたまちづくりと定住促進、さらには受入れ側地方公共団体での農泊推進や地域振興、移住促進等、交流する双方に裨益する事業とすること等が考えられます。

3. 対象費目

上記1. に示した事業等における子供の農山漁村体験及び関連して一体として取組む活動に係る経費（他の国庫補助事業の給付を受けていないもの。）のうち、児童・生徒の参加費、委託費、外部人材招聘経費、研修費、会議費、備品費等が対象となり得ます。

4. 他の国庫補助事業の優先活用

別紙の事業を活用した場合、地方創生推進交付金による支援を重複して受けられませんので、ご注意ください。

5. KPI 設定の考え方

地域社会を担う人材の育成、移住及び定住の促進等に係る効果等、事業の目的を踏まえたアウトカム指標を選定することが前提ですが、前述のとおり子供の農山漁村体験にかかる教育効果や農山漁村の活性化の効果等、地方創生に資する評価が定まっていること、短期的に直接の効果を計測することが難しいこと等を踏まえ、以下を参考に適宜アウトプット指標と組み合わせて K P I を設定することが重要で

す。また、事業の自立性を示す指標を併せて設定することも有効です。

具体的な地域社会を担う人材育成のアウトカム指標としては、児童・生徒による地域の自然・環境保全活動や社会的活動への参加人数や近傍の農林業系高校・大学への進学者数などが考えられます。移住及び定住の促進に係るアウトカム指標としては、地域の児童・生徒数の推移や農山漁村体験の実施を転入理由に挙げる転入子育て世帯の数、体験参加児童・生徒や家族の体験実施地域への再訪問回数等が考えられます。

6. その他

地方創生推進交付金の対象となる事業の1/2の地方負担については、地方財政措置の対象となります。

【地方創生推進交付金に関する問合せ先・事前相談先】

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
南、菊池、岡本

[TEL: 03-6257-1413](tel:03-6257-1413)（南、岡本）

03-6257-1416（菊池）

メール：kids-taiken.t3i@cao.go.jp

【小・中・高等学校における体験活動に関する問合せ先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
キャリア教育・進路指導担当
迫、濱口

[TEL: 03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 4728）

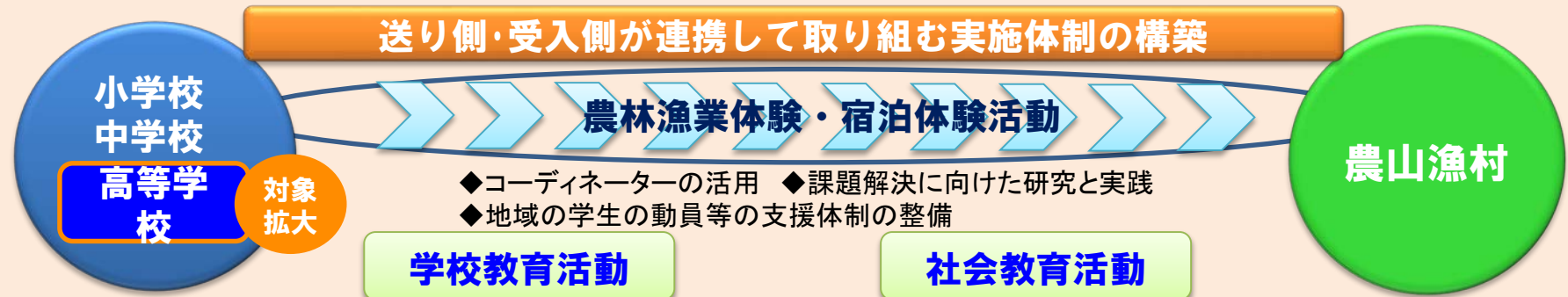
メール：career@mext.go.jp

事業名	健全育成のための体験活動推進事業	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	【参考】地方財政措置 （平成29年度特別交付税措置）
担当省庁・部局	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	農林水産省農村振興局都市農村交流課	総務省自治行政局地域自立応援課
目的	様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起	増大するインバウンド需要の呼び込みや農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出などの取組を支援	
対象団体	都道府県、市町村（送り手側）	地域協議会、NPO法人、市町村等（受入側）	都道府県、市町村（送り手側、受入側）
対象活動	・小・中・高校が行う2泊3日以上宿泊体験活動（長期の計画を優先採択） ・教育委員会等が学校への導入を前提に希望者を募って行う1泊2日以上夏休みの農山漁村体験活動	・農泊推進事業（農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立等） ・人材活用事業（地域外の人材や中小企業経営診断士等の専門的スキル等を活用する取組） ・施設整備事業（農泊を推進するために必要となる施設等を整備する取組）	対象事業は、以下の①～③の要件をいずれも満たすものとする。 ①学校教育活動の一環として実施されるものであること。 ②子どもが受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。 ③子どもが受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。
他の要件など	・事業計画書の提出 ・教育委員会が承認した活動計画書 ・児童生徒へのアンケート調査 ・事業報告書の提出	・地域協議会以外を事業実施主体とする場合は、事業実施計画について市町村の認定を受けていること（ソフト対策） ・市町村以外を事業実施主体とする場合は、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること（ハード対策）等	
対象経費	・事前調査・打合せ旅費 ・借料及び損料（宿泊費、バス借上げ費、船室借上料等） ・体験活動での児童生徒の指導や支援、活動のコーディネート人材への謝金 ・傷害保険等 ・消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費 ・雑役務費（施設入館料、体験活動料、手数料等） ・委託費・上記に係る市町村への間接補助金	【ソフト対策】 ・ワークショップの開催 ・専門家の招聘 ・新たな取り組みに必要な人材の雇用 ・農村地域資源を活用した観光商品の企画・実施 ・戦略に基づく一元的な情報発信、プロモーション等 【ハード対策】 ・古民家等を活用した滞在施設、廃校改修交流施設、農山漁村体験施設、農林漁家レストラン等の整備 ・附帯施設のみの整備も可能（Wi-fi環境の整備等）等	・子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額。 【都道府県】 ・都道府県推進協議会の運営に要する経費 ・受入地域協議会の運営に要する経費 ・小学校の集団宿泊活動に要する経費 【市町村】 ・受入地域協議会の運営に要する経費 ・小学校の集団宿泊活動に要する経費
補助率	1/3	定額、1/2等	—
地方財政措置	国庫補助負担事業の地方負担分については、子ども農山漁村交流プロジェクトの特別交付税措置の対象となるが、普通交付税の単位費用として計上されるものについては、当該特別交付税措置の対象とならない。		—

※上記の内容は各事業の概要です。詳細はそれぞれの事業の要綱・要領等を御確認ください。

都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業

- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施
- 長期間継続できる体験交流を構築するため、効果的な取組内容や、これまでの取組で明らかになった課題の解決について、しっかりと研究・検討を行い、この活動に取り組む団体等の参考となる「子供の農山漁村体験交流計画策定」を新たなメニューとして追加



1 体験交流実施モデル事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組むモデル団体において、これまでの取組で明らかになった課題の解決について、実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、「子供の農山漁村体験交流」を推進。

上限額：1組あたり300万円

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネーターへの謝金 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 等	・左記のほか、受入体制の整備に係る経費 等

2 体験交流計画策定モデル事業

長期間継続できる交流を構築するため、地域活性化等に効果的な取組内容や、教職員の負担軽減などのこれまでの取組で明らかになった課題の解決について、コーディネーターの活用方法などの解決策を研究・検討し、この活動に取り組む団体等の参考となる

「子供の農山漁村体験交流計画」を策定。上限額：1組あたり100万円

【モデル事業対象経費の例】

送り側・受入側
・計画策定に係る研修・会議の講師謝金 ・交流団体への実地調査に係る旅費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・計画策定に係る会議費 等

※専門的知見を持つ者との連携を想定

子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー

事業概要

目的

子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)の一層の推進を図るため、有識者の講演をはじめ、優れた取組の成果や課題解決に向けた創意工夫の事例紹介のほか、国の支援施策を情報提供するとともに、関係者間のネットワークづくりを目指す。

講師・発表者

教育・地域づくり有識者、送り手側・受入側実践者等

開催地・日程

市区町村・都道府県職員、市区町村・都道府県教育委員会職員、学校教職員、受入地域協議会、地域おこし協力隊、NPO・PTA関係者等



開催概要(予定)

開催地・日程

- (1) 福島会場: 福島県郡山市
開催日: 平成31年2月8日(金)
会場: 郡山商工会議所 中ホールB
- (2) 高知会場: 高知県高知市
開催日: 平成31年2月13日(水)
会場: 高知城ホール 多目的ホール
- (3) 東京会場: 東京都国分寺市
開催日: 平成31年2月20日(水)
会場: 国分寺市本多公民館 ホール

講師

独立行政法人国立青少年教育振興機構
青少年教育研究センター 参事 小林真一氏

内容

基調講演、事例紹介、
パネルディスカッション、
関係各省からの施策説明等



【この資料に関する問合せ先】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課人材力活性化・連携交流室 TEL: 03-5253-5394